



## 日本取引所自主規制法人 「内部統制強化・不祥事予防に向けたハンドブック」 の内部統制強化に向けた活用

弁護士・公認会計士・公認不正検査士 [武藤雄木](#)

日本取引所自主規制法人（以下「JPX」といいます。）は、2026年1月14日、「内部統制強化・不祥事予防に向けたハンドブック」（以下「本ハンドブック」といいます。）を公表しました。

近時、上場会社における不祥事の発覚件数は増加傾向にあり、これに伴い各社における内部統制システム強化の重要性が一層高まっているところ、本ハンドブックは、過去に不祥事が発生した上場会社が策定した再発防止策を原因・目的別に整理したものであり、自社の内部統制強化、特に不祥事発生時の再発防止策策定の場面で参照することが期待され、また取締役の内部統制構築義務の適切な履行という観点からも有益であると考えられるため、本稿においてその概要と活用する際の視点を解説いたします。

### 1 本ハンドブックの概要

本ハンドブックは、2022年4月から2025年3月までの間に東京証券取引所が有価証券上場規程の実効性を確保するための措置を実施した上場会社を主な対象としており、これらの会社が公表した再発防止策を基礎として整理されています。

本ハンドブックの特徴は、再発防止策を不祥事の類型ではなく、その「原因」に着目して14の区分に分類し、原因ごとに再発防止策のポイントを提示する構成を採用している点にあります。

これは、本ハンドブックに掲載された再発防止策が不祥事の原因分析を踏まえた各社の第三者委員会等による提言や各社自身の検討を経て策定されたものであり、当該各社において不祥事の原因ごとに再発防止策が講じられていることによると思われます。そのため、自社で不祥事が発

生したときにおいて原因分析が適切に行われれば、再発防止策を検討するに際し本ハンドブックは参照することが容易な構成になっているといえます。

なお、14 類型とそれに対応する再発防止策の分類は、下表のとおりです。

<p><b>1 コンプライアンス意識の欠如</b> a 研修／b 意識向上・コミュニケーションの改善／c 組織体制／d コンプライアンス違反に対するプロセス／e 規程等／f 人事評価制度／g アンケート</p>	<p><b>2 会計知識等の欠如・不足</b> a 会計に関する研修／b 重要な会計論点に関する議論の促進／c 業務に関する研修</p>
<p><b>3 業務プロセス上の不備</b> a 組織体制／b チェック体制／c 業務プロセス／d 事後的なチェック体制</p>	<p><b>4 適時開示体制の不備</b> a 組織体制／b 適時開示プロセス／c 適時開示に関する研修の実施</p>
<p><b>5 不適切な予算策定・予算管理プロセス</b> a 予算策定プロセス／b 予算管理プロセス</p>	<p><b>6 特定の人物への権限集中</b> a 権限の分散／b 旧経営陣、創業者の影響力の排除／c 属人化の防止</p>
<p><b>7 管理部門の脆弱性</b> a 組織体制／b 人員体制／c 業務プロセス</p>	<p><b>8 取締役会の形骸化・監督機能の不備・不十分な発揮／取締役間相互の監視・けん制機能の不備・不十分な発揮</b> a 組織体制／b 人員体制／c 監督・けん制機能／d 取締役会の運営／e 情報共有・コミュニケーション</p>
<p><b>9 監査役会・監査等委員会・監査委員会による監査機能の不備・不十分な発揮</b> a 組織体制／b 人員体制／c 監査機能／d 情報共有・コミュニケーション</p>	<p><b>10 内部監査の実効性欠如、体制の不備、機能の不備・不十分な発揮</b> a 組織体制／b 人員体制／c 内部監査機能／d 情報共有・コミュニケーション</p>
<p><b>11 会計監査人とのコミュニケーション不全</b> a 情報共有／b 提供する資料に関する取組み／c 指摘事項に関する取組み</p>	<p><b>12 内部通報制度の形骸化・不備</b> a 制度の周知徹底／b 内部通報窓口／c 運用強化／d グループ会社における内部通報制度の見直し</p>
<p><b>13 グループ会社の管理体制の不備、管理機能の不備・不十分な発揮</b> a グループ会社管理体制／b 親会社からのモニタリング／c グループ会社の内部統制の強化／d 情報共有・コミュニケーション</p>	<p><b>14 その他</b> a 三様監査の連携強化／b 関連当事者取引に関するプロセスの見直し／c 再発防止に向けた取組み</p>

## 2 取締役の内部統制構築義務からみた本ハンドブックの位置付け

取締役は会社法上、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を構築する義務を負います（上場会社は、有価証券上場規程第 439 条（業務の適正を確保するために必要な体制整備）においても要請されています。）。取締役が構築すべき内部統制の水準について、最高裁判所は、日本システム技術事件（最判平成 21 年 7 月 9 日集民 231 号 241 頁）において、通常想定される不正行為を防止し得る程度の管理体制を整えていたか否かを基準とする旨を判示しています。そして、取締役の内部統制構築義務違反の有無が争点となる訴訟においては、リスク管理に関する各監督官庁が発出する通達やガイドラインが当該判断の参考とされることが少なくありません（ヤクルト本社事件（東京高判平成 20 年 5 月 21 日判例タイムズ 1281 号 274 頁）等）。

この点、本ハンドブックは、JPX が公式に公表した資料であり、内部統制構築義務の履行状況が問われる裁判において参照される可能性があるものであるため、そこに整理・例示された再発防止策は、自社の内部統制手続の水準が十分であるか否かを判断する上での参考として機能し得ると考えられます。具体的には、本ハンドブックでは再発防止策を 14 の原因類型に分類した上で、それぞれに対応する施策を提示する構造を採用しているため、取締役会・監査役会・内部監査部門等が自社の統制水準を類型横断的に点検する際のチェックリストとして活用し得ます。

このように本ハンドブックは自社の内部統制を定期的に見直す際に有益な情報を提供するものですが、実際に不祥事が発生した際の再発防止策の策定において特に参照すべきものといえます。すなわち、日本システム技術事件は、過去に同様の手法による不正行為が行われた場合について、これが通常想定される不正行為に該当する旨を判示しており、ひとたび不祥事が発生した会社においては、その類似事案の再発防止に向けた管理体制の水準が、まさに通常想定される不正行為を防止し得る程度として要請されることを明らかにしています。そのため、再発防止策の策定に際し、本ハンドブックに整理された他社の再発防止策を参照することにより、自社が策定すべき再発防止策の水準・射程を具体的に把握することが可能となるという点において、本ハンドブックは、再発防止策策定の場面で特に参照価値が高いと考えられます。なお、本ハンドブックにおいても、不祥事が発生した会社における活用方法として、掲載された再発防止策を参考とすることが明示的に推奨されています。

## 3 おわりに

本ハンドブックは、不祥事が発生した際における再発防止策策定の場面では特に参照する意義が大きく、また、現に不祥事が発生していない会社においても予防的な内部統制点検の有益な手掛かりとなる資料といえます。本ハンドブックでは、取り上げられた再発防止策を公表した会社名も明記されていますので、自社の業種特性・事業内容と近い会社のものを中心に参照し、自社の内部統制の実効性を改めて再点検することが期待されます。

【執筆者】



武藤 雄木（弁護士、公認会計士、公認不正検査士）  
[yutou@iwatagodo.com](mailto:yutou@iwatagodo.com)

2003年慶応義塾大学経済学部卒業。  
2003年～2006年中央青山監査法人勤務。  
2008年東京大学法科大学院修了。2009年弁護士登録。  
2015年～2017年東京国税局調査第1部勤務。  
会社法、金融商品取引法など企業法務案件全般、各種M&A取引、  
税務調査、税務争訟対応、IPO支援、企業不祥事に関する危機管理対応、  
コーポレートガバナンス・内部統制システムに関する法的助言を行う。

## 岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約120名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング15階  
岩田合同法律事務所 広報： [newsmail@iwatagodo.com](mailto:newsmail@iwatagodo.com)

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります。また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。